相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱ＵＢＦ　代表取締役
東　潤一

⑤

相続について考えるきっかけを作る

前々回、前回とアリコジャパンの市川氏にご協力いただいて、いろいろとお話を伺いましたが、改めて生命保険の仕事に関わる方たちが、相続についてお客さまが考えるきっかけを作っていただくことがとても大切だと感じました。

実際に、相続が起こった後でトラブルに発展したケースでも、時間を掛けてトラブルが解決したが、全員が納得して解決というよりも、妥協の産物として解決したと思えるケースが多いのです。

トラブルが解決した後の親族間の関係が、相続発生前のように戻らない場合も多く、事前対策でトラブルを回避することが、お客さまのお役に立つと思われます。みなさんの仕事の面でも、相続の遺産分割が円満に進んだ方が、相続人の方からも信頼を得られ、ビジネスチャンスが拡がると思われるのですが、いかがでしょうか。

養子縁組をしていないと…

相続する権利がない

最近お手伝いした相続コンサルティングの仕事を通して、「そうか、ご存じない方が多いのだな……」と感じたことがあります。

離婚して再婚された場合に、連れ子さんと養子縁組をしていなければ、継母または継父の財産を相続する権利がないことをご存じない場合が多いようです。

親権者が再婚すると、「親権者が再婚相手の戸籍に入る」もしくは「再婚相手が親権者の戸籍に入る」ことになります。ただ、同じ戸籍に入っていても、法律的には親子関係とはなりません。役所に養子縁組の届け出をして、初めて法律上も親子となります。場合によっては、子供の苗字が変わってしまう場合もありますが、これを除くと、あまり日常生活では支障がないことが多いので、気付かないうちに長年経過しているということもあるのでしょう。

私が、お手伝いしたケースでは、ご主人が亡くなって遺産分割がまとまらないので、アドバイスをということでご紹介をいただいたのですが、ご主人と奥様は再婚で、お子さんが3人いらっしゃるというケースでした。

長男と長女は、ご主人と前妻の間に生まれたお子さん、次男さんが再婚後に生まれた子供さんということでした。相続税の基礎控除を少し超えるほどの財産がありました。

事情をお伺いすると、「法定相続分通りで分ければいい」という意見や、「お母さんが亡くなるまでは、全員での共有財産にして、全員で管理したい」という方もいらっしゃいました。

誰も何もおっしゃいませんでしたが、継母との間が良好ではない面もあるのかなと感じる所がありました。

財産の内容から、共有財産として遺産分割をせずにそのまま相続することはできないので、遺産分割協議を進めていく必要性と、相続税の申告を期限内に行わない場合に生じるデメリットなどをお話しし、遺産分割協議を行うことを全員が合意しました。

遺産分割協議を進めていく過程で、配偶者の税額軽減の仕組みを目一杯活用し、二次相続の際に3人の子供で、母親の財産を平等に分けたいという意見が出ました。

ここで問題になったのが、長男と長女が継母と養子縁組をしていないということでした。継母とは法律上、親子関係ではありませんので、継母が相続した父親の財産はすべて実子である次男が相続することになりますが、このことをご存じありませんでした。

一旦、次男がすべて相続する手続きを行い、その後、長男と長女に三分の一ずつ財産を渡すという案も出ましたが、これでは、贈与税の課税が生じることになり負担が大きくなるので、得策ではないということになりました。

解決策として、継母と養子縁組をすれば、法律上の親子関係が生じますので相続権が発生することをご説明しましたが、心情的な問題もあり、養子縁組は躊躇されました。

代替案として、遺言を活用し「長男と長女に遺贈」「次男には相続」という形で、財産を残す旨を明記することをご提案しました。ただし、長男と長女は本来の相続人ではありませんので、相続税が課税される場合には、相続税の2割加算（相続税法18条）が適用されることになることを了承の上での対策になるとご説明しました。長男と長女は心情的に納得がいかないようでしたが、養子縁組を選択しないのであれば、生前贈与と遺言を組み合わせた手法で行うのがベターではないかということで、折り合いが付きました。

遺言書で、二次相続で遺贈する財産を確定した上で、その財産の中から保険料贈与を行うプランを提案中です。

自分たちの相続財産が減る

熟年離婚後の再婚でトラブルに

今回のような案件もそうですが、熟年離婚の後、再婚をなさるケースで相続をめぐるトラブルが増加しています。

このようなケースでも、継母・継父と養子縁組を行わないケースがほとんどで、継母が引き継ぐ財産を子供たちは相続することができません。そもそも自分たちの相続財産が減少すると言って、再婚に反対する子供も多いのです。

このようなケースでも生命保険が、トラブル回避に役立ちます。

前出のケースもそうですが、後妻が先妻の子供たちと相続でトラブルにならないように、妻が老後を不安なく過ごせるだけの生命保険を、妻を受取人として契約します。その上で、相続時には妻は相続放棄の手続きを家庭裁判所で行います。

相続放棄をしても生命保険金は、指定受取人の固有財産として受け取る事ができますし、相続を放棄するため生命保険金の非課税特典はありませんが、配偶者の税額軽減は受けられます（相基通19の2―3）。相続財産の2分の1までもしくは1億6千万円以下の生命保険金であれば、非課税で受け取れることとなるのでメリットが大きいと考えられます。

市川氏との対談であったように、これからは相続を「時間が掛かるので回避する話題」とするのではなく、他の情報提供と同じように、お客さまのお役に立つ情報として提供することで、お客さまが気付いておられない潜在的課題に気付いていただき、そこからビジネスチャンスにつながることが増えると思われます。

これも、最近相談を受けた別の相続コンサルティングの案件での話ですが、昔からなじみのある金融機関の職員に、「自分が亡くなった際に、孫に直接財産を残してやりたいのだが」という相談を持ちかけたら、アドバイスを受け保険契約をしたということでした。本当にこれでいいのだろうか?ということだったので、証券を拝見すると、契約者・祖母、被保険者・孫、保険金受取人・祖母という契約形態の養老保険でした。

祖母の年齢では、祖母を被保険者として契約するには年齢条件が合わない保険会社でしたが……被保険者の名前が孫だから、孫に契約者と満期保険金の受取人を変更すればよいとの提案だったらしい。

何の根拠もない提案内容であり、この契約形態では、法律上この契約を孫が引き継ぐ権利はないので意味がない。希望通りに孫に渡したいということであれば、遺言書で遺贈する旨を記載します。または、契約者・祖母、被保険者・祖母、死亡保険金受取人・孫とする終身保険に加入することを提案し、終身保険をご契約いただくことになりました。

先に契約していた養老保険については、払済契約に変更しました。自身のノルマ達成のため、お客さまに自社で扱える契約の範囲の中で提案したのでしょうが、お客さまのニーズには合っていなかったからです。

このコンサルティングの後にお客さまがおっしゃったのは、「あの金融機関の担当のアドバイスは、信用できない。今後は聞き入れない」というものでした。

やはり、自分のノルマで目先の契約を取ることを最優先課題とすると、結局はお客さまの信用を失ってしまうことになります。

お客さまのために、お役に立つ情報を提供し、自社商品でカバーできないニーズの場合は、自社商品を無理に提案するよりも、他社の商品を検討することをアドバイスするくらいの余裕が必要でしょう。それが結果として、お客さまの信頼を獲得し、自分自身にメリットをもたらすのではないでしょうか。

潜在的な課題に気付く

お客さまに役立つ情報提供

あづま・じゅんいち
㈱ＵＢＦ　代表取締役。ＮＰＯ法人全国資産に関する相談センター代表理事、ＣＦＰ。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスＦＰを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系ＦＰとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践ＣＤセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。

◆ワンポイント解説◆

相続税法第18条（相続税額の加算）

相続又は遺贈により財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつた当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額とする。

2　前項の一親等の血族には、同項の被相続人の直系卑属が当該被相続人の養子となつている場合を含まないものとする。ただし、当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため、代襲して相続人となつている場合は、この限りでない。

【解説】

相続税の「2割加算」制度は、配偶者と一親等の血族以外の人が相続した場合に、算出した税額を2割増しする制度。養子は法律上、実子と同様の地位をもつため、一親等の血族に該当します。子供を飛び越して孫が遺贈を受けたり、被相続人の養子になった孫あるいは兄弟姉妹などが相続した場合には、税額が2割加算されます。孫が財産を取得すると、相続税を1回免れることや、相続人でない人が財産を取得するのは偶然性が高いことなどから、相続税の負担調整を図る目的で加算を行うことが趣旨とされています。